

職員の懲戒処分について

本学の職員に対して、下記のとおり懲戒処分を実施しましたので、お知らせします。

記

- 1 被処分者 大分大学医学部看護学科 教授（女性）
- 2 処分の内容 懲戒処分 戒告
- 3 処分の理由 国立大学法人大分大学職員就業規則第63条第1項第1号
- 4 対象となった行為

上記の者は、平成28年度から平成29年度にかけて、当該学科所属の教員（A助教、B助手、C助教）に対して、次のハラスメント行為を行った。

- (1) A助教に対して、指示していないことを指示したと言い張ったり、学歴に言及する発言をすることがあった。
- (2) B助手に対して、実習を早めに切り上げたことについて叱責したり、時間外のメールで提出を指示したレポートを受け取らなかったり、食事会の席で、「セクシャルハラスメント」と捉えられてしかるべき発言を行ったりした。
また、意に反する学会参加や授業履修の要求をしたり、意にそわない研究テーマへの誘導を行った。
- (3) C助教に対して、着任前に挨拶に来なかったことを非難したり、C助教の発言に対し、否定的な発言をしたり、さらに、自分の意にそわない授業の準備をしていたC助教に授業を押し付けたりした。